

# 消費税の転嫁拒否等の行為に関する 具体的な事例について



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

H29.2版

## 概要

- (1) 消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている行為・・・・・・・・・・ 2
- (2) 公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組・・・・・・・・・・ 3

## 指導・勧告事例

- (1) 調査・取締り状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 減額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 買ったたき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) 商品購入，役務利用又は利益提供の要請・・・・・・・・・・ 9
- (5) 本体価格での交渉の拒否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## よくある質問・相談

- (1) 特定事業者と特定供給事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (2) 減額・買ったたき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 商品購入，役務利用又は利益提供の要請・・・・・・・・・・ 22
- (4) 本体価格での交渉の拒否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (5) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

## 相談・違反情報の受付窓口

- 消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付窓口等・・・・・・・・ 24

## (1) 消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている行為

### 減額

特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払う行為

主な事例：P 6

### 買ったとき

特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為

主な事例：P 7～P 8

### 商品購入・役務利用又は利益提供の要請

特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務について、消費税率の引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者に商品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の利益を提供させる行為

主な事例：P 9

### 本体価格での交渉の拒否

特定事業者が、商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格（消費税を含まない価格）を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒む行為

主な事例：P 10～P 11

(注) 上記のほか、特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取り扱いをすることを「**報復行為**」として禁止している。

## (2) 公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組①

### 転嫁拒否等に対する迅速かつ厳正な対処

#### 1. 転嫁拒否等の行為についての相談窓口の設置

○本局及び地方事務所等（全国9か所）で相談に対応

3条関係	届出関係	その他	合計
3,992件	1,296件	227件	5,515件

（平成25年4月から平成29年1月までの累計）

#### 2. 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査・移動相談会（平成29年1月末時点）

○ヒアリング調査

（延べ2,881の事業者団体及び納入業者等16,418社）

○移動相談会（205回）

※全国各地で移動相談会を実施しています。申込み方法など、詳細は公取委ホームページを御覧ください。

#### 3. 書面調査の実施（中小企業庁と合同）

○平成25年度に、15万件の書面調査を実施

○平成26年度及び平成27年度に、悉皆的な書面調査、大規模小売事業者及び大企業等に対する書面調査を実施

○平成28年度も、引き続き、悉皆的な書面調査を実施

### 転嫁カルテル・表示カルテルの届出

○転嫁・表示カルテルの届出状況を毎月公表

転嫁カルテル	表示カルテル	計
187件	139件	326件

（平成29年1月末時点）

### 違反行為の未然防止のための取組（周知活動）

#### 1. 説明会の実施

○公取委主催説明会の開催（平成29年1月末時点 152回）  
⇒平成27年度は全都道府県で実施

※申込み方法など、詳細は公取委ホームページを御覧ください。

○商工会議所等や事業者団体主催の説明会等に職員を講師として派遣（平成29年1月末時点 534回）

#### 2. 広報物の作成・配布

○リーフレット、パンフレット及びポスターの配布

○消費税転嫁対策特別措置法の失効期限の延長に伴うパンフレットの改訂・配布（平成27年5月）

○事例パンフレットの作成・配布（平成27年3月）

○消費税率の引上げ直前期における集中的な広報を実施

〔平成26年3月：新聞、ラジオ、インターネット及び鉄道車内〕

○消費税率の引上げ後における集中的な広報を実施

〔平成26年6月及び7月：新聞、雑誌及びインターネット〕  
〔平成28年2月、11月：新聞及びインターネット〕

#### 3. FAQの作成

○「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の回答を公正取引委員会HPに掲載（平成25年11月から随時更新）

#### 4. 要請文書の発出

○事業者（約20万社）に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請（平成25年11月15日）

○事業者団体（575団体）に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請（平成26年1月17日）

## (2) 公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組②

公正取引委員会では、消費税率の引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税転嫁対策特別措置法等に基づく消費税の転嫁拒否等の行為に対する迅速かつ厳正な対処とともに、転嫁拒否等の行為の未然防止のための周知活動などに取り組んでいます。また、重大な転嫁拒否等の行為が認められた場合には、勧告・公表を積極的に行うこととしています。

### ＜転嫁拒否行為に関する情報収集の取組＞

#### (1) 大規模小売事業者及び大企業等に対する書面調査

公正取引委員会は、中小企業庁と合同で、大規模小売事業者及び大企業等に対して報告義務を課して回答を求める書面調査を実施しています。平成26年度及び平成27年度に引き続き平成28年度も、平成28年7月に調査票を送付しています。

#### (2) 中小企業・小規模事業者等を対象とした悉皆的な書面調査の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否等の行為に関する情報提供を求めるための書面調査を実施しています。平成26年度に引き続き平成27年度も、平成27年4月以降、中小企業・小規模事業者等全体に対して、広く調査票を送付又は配布しています。

#### (3) 個人事業者等に対する書面調査

公正取引委員会は、中小企業庁と合同で、個人事業者等（売手側）から転嫁拒否等の行為に関する情報提供を求めるための書面調査を実施しています。平成26年度に引き続き平成27年度も、平成27年10月以降、個人事業者等に対して、広く調査票を送付又は配布しています。

※ 調査票は公正取引委員会ホームページにも掲載しており、回答は随時受け付けています。消費税の転嫁拒否等の行為があった場合には、調査票をプリントアウトして御記入の上、公正取引委員会まで郵送にて送付して下さい。

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenkasyomentyouusa.html>

# (1) 調査・取締り状況 (平成25年10月～平成29年1月末まで)

表1 消費税の転嫁拒否等の行為に対する対応状況 (注1)

調査着手	立入検査	指導 (注2)	勧告 (注4)	措置 請求
8,827件	4,262件	3,199件 (129件)	36件 (7件)	6件

(注1) 調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

(注2) 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

(注3) 括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

(注4) 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳 (行為類型別)

行為類型	指導	勧告	合計
減額	104件	3件	107件
買ったたき (注5)	2,835件	36件	2,871件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	255件	0件	255件
合計 (注6)	3,266件	39件	3,305件

(注5) 買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

(注6) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳 (業種別) (注7)

業種	指導	勧告	合計
建設業	385件	4件	389件
製造業	796件	1件	797件
情報通信業	405件	2件	407件
運輸業 (道路貨物 運送業等)	217件	1件	218件
卸売業	228件	1件	229件
小売業	275件	7件	282件
不動産業	102件	6件	108件
技術サービス業 (広告・建築設計 業等)	226件	0件	226件
学校教育・教育支 援業	72件	3件	75件
その他 (注8)	493件	11件	504件
合計	3,199件	36件	3,235件

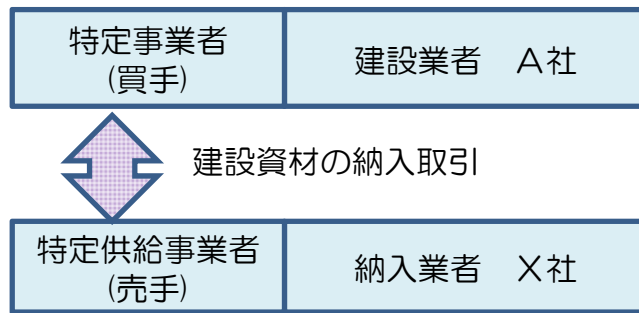
(注7) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

(注8) 「その他」は、事業サービス業 (ビルメンテナンス業・警備業等)、娯楽業等である。



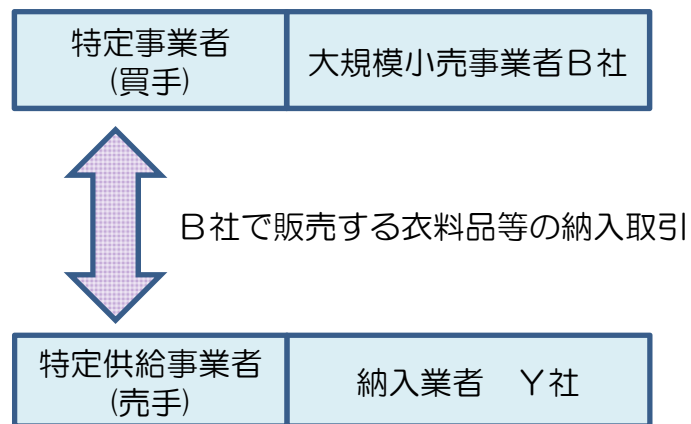
## (2) 減額

事例①



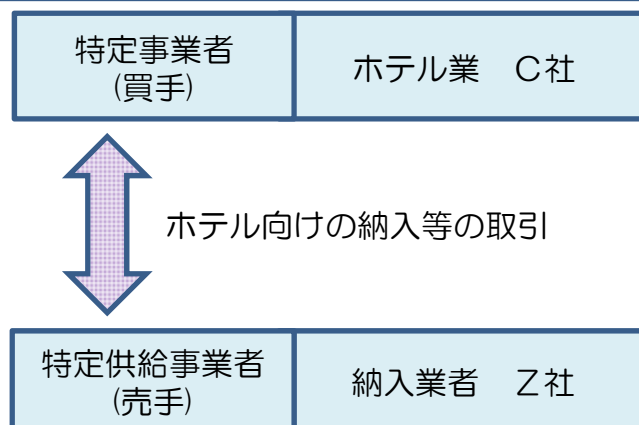
建設業を営むA社は、建設資材の納入業者に対し、平成26年4月1日以後に供給を受けた建設資材について、納入業者との間で既に取り決めていた対価の一部を、事後的に減じて支払っていた。

事例②



大規模小売事業者であるB社は、自社で消費者の注文を受けてから加工した上で引き渡す衣料品等について、消費税率の引上げ前に注文を受けて平成26年4月1日以後に消費者に引き渡す場合には、消費税率の引上げ後も小売価格（税込価格）が据え置かれるように値引き販売することとし、当該商品の納入業者に対して、小売価格の値引き額の半額相当額を負担させていた。

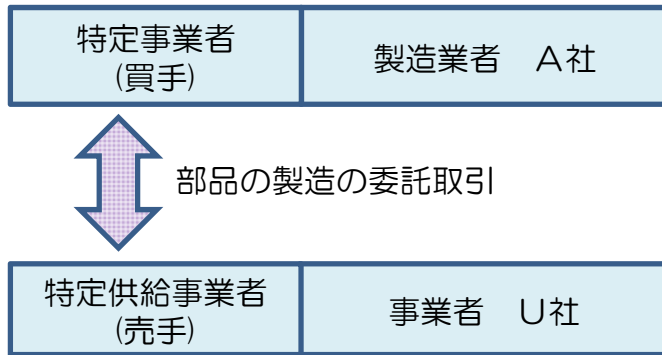
事例③



ホテル業を営むC社は、自社の取引先に対し、毎月の消費税込請求金額に応じて1,000円未満又は100円未満などの端数を切り捨てた金額を支払い、さらに、一部の納入業者に対し、毎月の消費税込みの請求金額から3パーセントを差し引いた上で、端数を切り捨てた金額を支払っており、平成26年4月1日以後も同様の取扱いをすることとしていた。

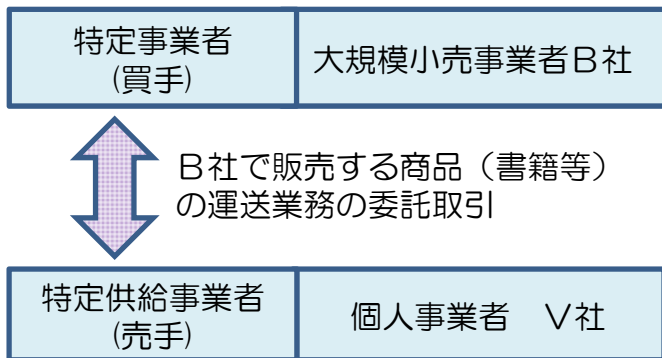
### (3) 買ったとき①

事例①



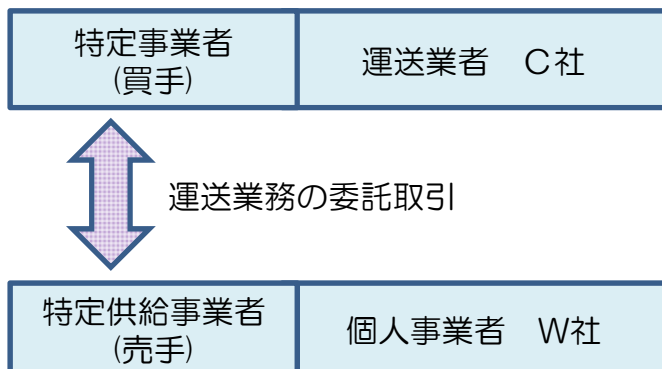
製造業を営むA社は、部品の製造委託をしている事業者に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、当該部品の税込価格を据え置くこととしていた。

事例②



大規模小売事業者であるB社は、自社で販売する商品（書籍等）の運送業務を委託している個人の運送事業者に対し、平成26年4月1日以後の運送代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく据え置くこととしていた。

事例③

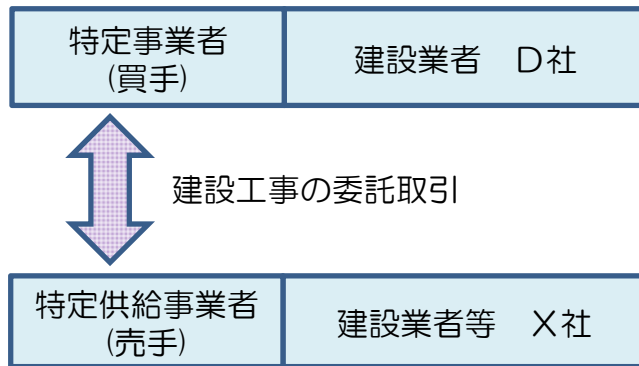


運送業者であるC社は、運送業務を委託している個人事業者との間で、事前に消費税率の引上げ分を上乗せした単価表について合意していたところ、個々の発注の際には、消費税率の引上げ分を上乗せしない委託代金を定めていた。



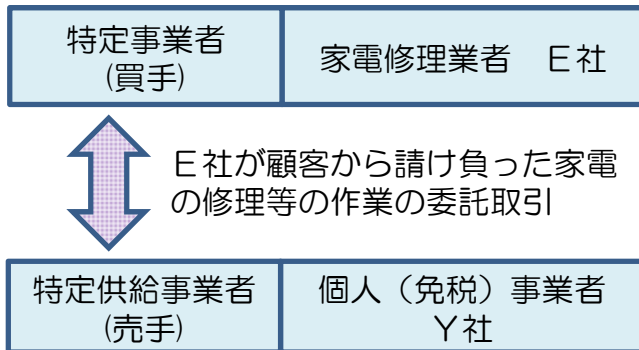
### (3) 買ったたき②

事例④



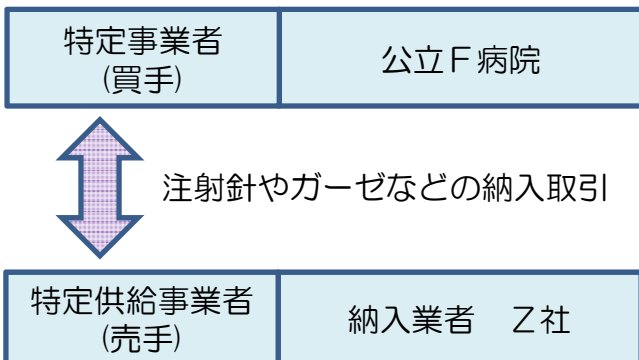
建設業を営むD社は、建設工事を委託している建設業者等に対し、平成26年4月1日以後に引渡しとなる建設工事等（消費税率8パーセントが適用されるもの）について、消費税率5パーセントで計算した金額を記載した注文書を発行していた。

事例⑤



家電修理業者であるE社は、顧客から請け負った家電の修理等の作業を委託しているが、課税事業者に対しては消費税分を上乗せして支払う一方で、免税事業者に対しては、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置くこととしていた。

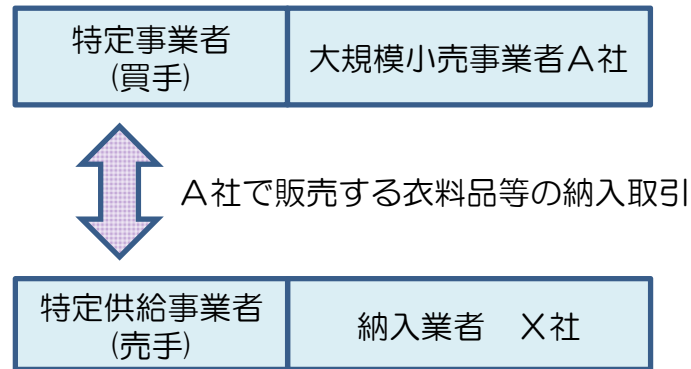
事例⑥



地方公共団体が設置するF病院は、注射針やガーゼなどの納入業者に対し、消費税率の引上げに先行して対応するため、平成25年12月1日以後に供給を受ける商品について、一律3パーセント以上の納入価格の引下げを要請していた。

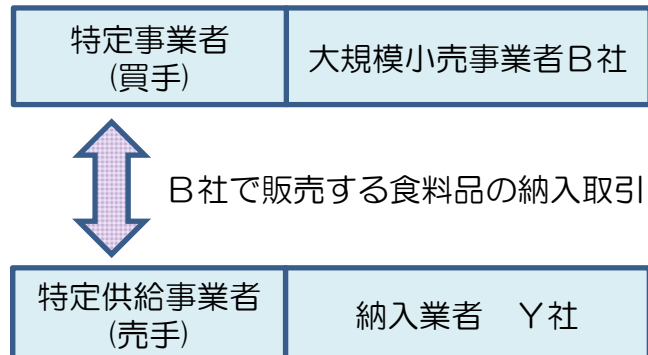
## (4) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

事例①



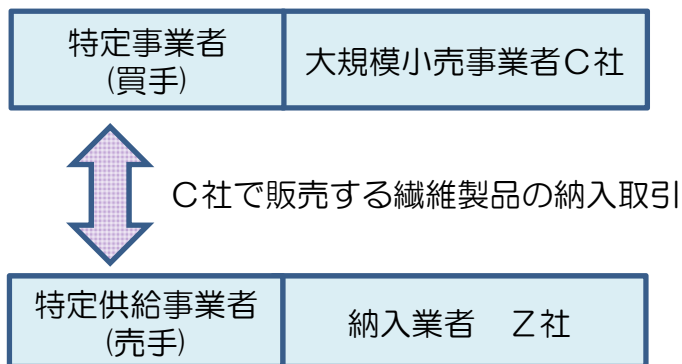
大規模小売事業者であるA社は、自社で販売する衣料品等の納入業者に対し、平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、自社の費用負担を明確にすることなく、同社の物流センターにある在庫商品の値札付替え及び新値札用シールの貼付作業を要請した。

事例②



大規模小売事業者であるB社は、自社で販売する食料品の納入業者に対し、平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い自社の店舗内で使用する棚札（プライスカード）の作成料を負担するよう要請した。

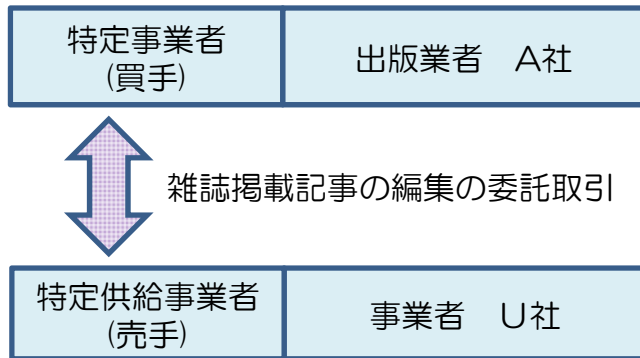
事例③



大規模小売事業者であるC社は、自社で販売する繊維製品の納入業者に対し、平成26年4月1日以後の消費税率の引上げに関して、納入業者の負担によって、消費税率の引上げ時の価格表示の変更に迅速に対応するための特別な値札を貼付して納入するよう要請した。

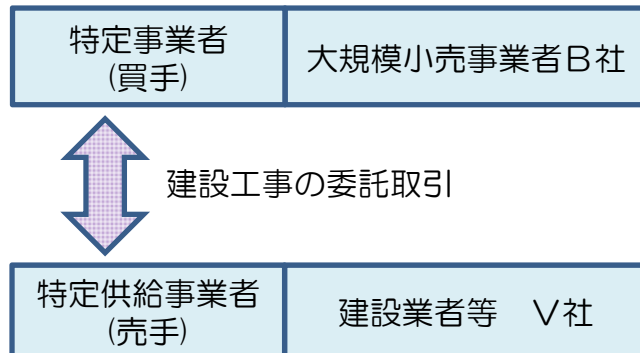
## (5) 本体価格での交渉の拒否①

事例①



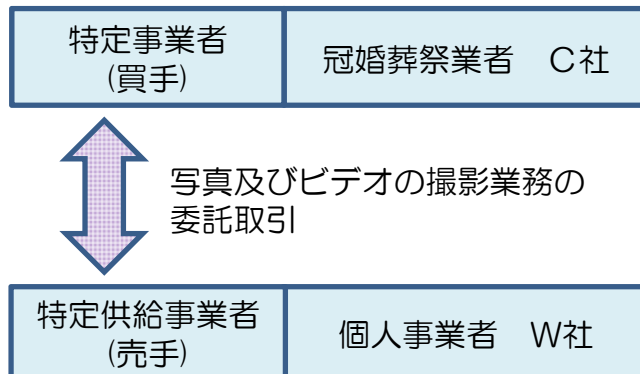
出版業を営むA社は、自社の出版する雑誌の掲載記事の編集を委託している事業者に対し、当該事業者との価格交渉において、本体価格での交渉の申出があってもかかわらず、平成26年4月1日以降も税込価格のみを用いていた。

事例②



大規模小売事業者であるB社は、建設工事を委託している建設業者等に対し、当該事業者との価格交渉において、平成26年4月1日以後も税込価格のみを用いることとしていた。

事例③

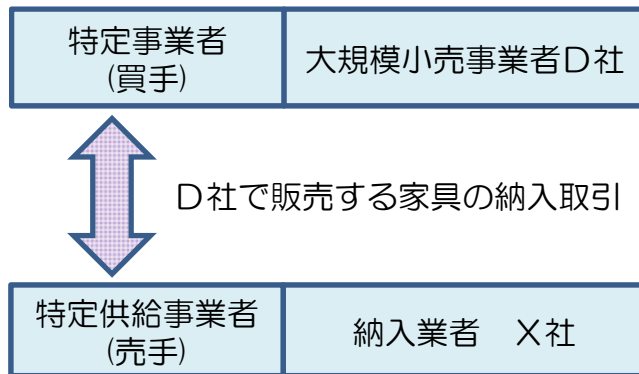


冠婚葬祭業を営むC社は、写真及びビデオの撮影業務を委託している個人事業者に対し、当該事業者との価格交渉において、平成26年4月1日以後も税込価格のみを用いることとしていた。



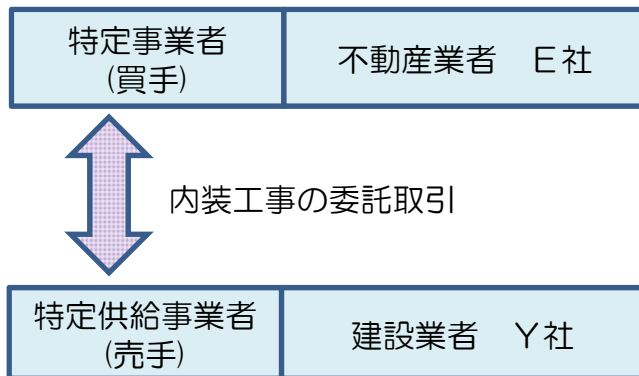
## (5) 本体価格での交渉の拒否②

### 事例④



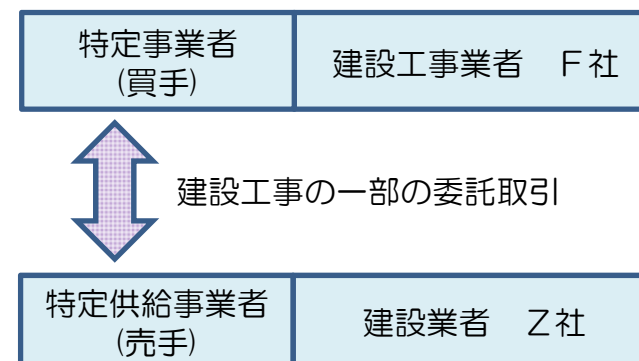
大規模小売事業者であるD社は、自社で販売する家具の納入業者との価格交渉に当たって、納入業者に対し、従来の本体価格での交渉方法を改め、税込価格での交渉方法に変更した。

### 事例⑤



不動産業を営むE社は、内装工事を委託している建設業者に対し、税込価格での交渉を行って代金を定めており、平成26年4月1日以後に供給を受ける工事について、建設業者の意向に関わらず自己が指定する税込価格を記載する見積書を使用させることとしていた。

### 事例⑥



建設工事業を営むF社は、建設業者に対し、建設工事の一部を委託する際に価格交渉で用いる請求書について、自社が指定する税込価格を記載する請求書を使用させていた。

## よくある質問（１）特定事業者と特定供給事業者①

Q：当社は小売部門の売上高は1億円程度しかありませんが、それ以外の売上高も合わせた会社全体としては売上高が100億円以上あります。当社は「大規模小売事業者」に該当するのでしょうか。

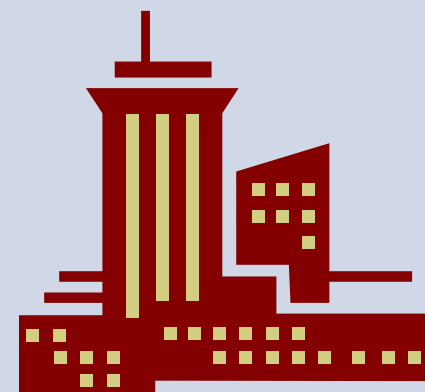
A：消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項第1号に規定する「大規模小売事業者」は、(1)一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者であること（小売業要件），及び(2)公正取引委員会規則に定める規模の売上高又は店舗を有する事業者であること（規模要件）の両方を満たす事業者です。

前事業年度における一般消費者が日常使用する商品の小売販売に係る売上高が100億円未満であっても、販売形態、販売期間、売上規模、他の事業との関連性、総売上高に占める小売販売に係る売上高の割合等からみて、小売販売事業がサービス業、製造業などの他の事業に付随した業務ではないと認められるときには、小売業を行う者に該当します（小売業要件）。

その上で、前事業年度の総売上高が100億円以上ある場合（規模要件）には、「大規模小売事業者」に該当します。

貴社の場合は、総売上高が100億円以上あるものの、商品の小売販売に係る売上高は1億円程度しかないとのことですので、基本的に「大規模小売事業者」には該当しません。

なお、前事業年度における小売販売に係る売上高が100億円以上ある場合は、小売業を行う者に該当し（小売業要件）、同時に規模要件も満たすため、「大規模小売事業者」に該当します。





## よくある質問（1）特定事業者と特定供給事業者②

Q：当社は、店内での食事の提供のほか、テイクアウトでの販売も行っております。当社は、小売業を行う者に該当しますか。

A：貴社のテイクアウトでの商品の小売販売に係る売上高が100億円以上あれば、小売業を行う者に該当し、総売上高が100億円以上あることから、「大規模小売事業者」に該当します。他方、テイクアウトでの商品の小売販売に係る売上高が100億円未満であれば、店内での食事の提供サービスとテイクアウトでの商品の小売販売との業務の関連性や売上高の割合等をみて、小売業を行う者に該当するかどうかを個別に判断します。

Q：当法人は一般社団法人（又は一般財団法人）です。当法人は特定供給事業者に該当しますか。

A：大規模小売事業者に継続的に商品又は役務を供給している場合は、貴法人は特定供給事業者

者に該当します。また、法人である事業者

に貴法人が継続的に商品又は役務を供給している場合は、貴法人の資本金の額又は出資の総額が3億円以下であれば、貴法人は特定供給事業者

に該当します。消費税転嫁対策特別措置法第2条の「資本金の額又は出資の総額」は、事業に供される資本としてある程度固定的に把握できるものを指し、他者からの借入金などの負債は含みません。このため、一般社団法人・一般財団法人であれば、前事業年度の貸借対照表上の指定正味財産等の固定的な財産が該当すると考えられます。

指定正味財産等の固定的な財産がない場合には、「資本金の額又は出資の総額」はゼロ（すなわち3億円以下）であるので、特定供給事業者

に該当します。したがって、貴法人の指定正味財産等の固定的な財産の総額が3億円以下であれば、貴法人は特定供給事業者

## よくある質問（1）特定事業者と特定供給事業者③

Q：都道府県や市町村などの地方公共団体や、独立行政法人なども消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者になりますか。

A：消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者は、法人である事業者であれば該当する可能性がありますので、地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者になります。

Q：顧客に販売する商品の仕入先だけでなく、自社の店舗の清掃サービスや事務用品の購入など、自家利用・自家消費するサービス・商品の取引先の事業者は、「特定供給事業者」に該当しますか。

A：貴社が特定事業者になりますのであれば、自社の店舗の清掃サービスや事務用品の購入など、自家利用・自家消費するサービス・商品の取引先の事業者は「特定供給事業者」に該当しますので、このような取引において買ったときなどの消費税転嫁拒否等の行為があれば、消費税転嫁対策特別措置法に違反します。

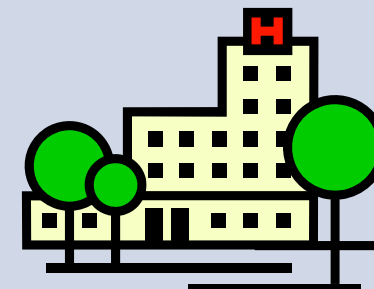


## よくある質問（１）特定事業者と特定供給事業者④

Q：当医療法人は、病院を開設していますが、消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者に該当しますか。

A：医療法人が病院や診療所を開設し、医薬品等の納入業者と継続的な取引があれば、特定事業者に該当します。

また、国、地方公共団体又は独立行政法人などが病院や診療所を開設している場合、当該国、地方公共団体又は独立行政法人なども、上記と同様に納入業者と継続的な取引があれば、特定事業者に該当します。



Q：個人で取引先の会社に役務（サービス）を提供していますが、自分は消費税転嫁対策特別措置法の「特定供給事業者」に該当しますか。

A：消費税転嫁対策特別措置法では、法人事業者だけでなく、「個人である事業者」も「特定供給事業者」に該当する可能性があります。

このため、役務の提供者が個人であっても、取引先に対して、業務委託契約等に基づいて事業として継続して役務を提供する取引を行っている場合には、「特定供給事業者」に該当します。

なお、当該会社と雇用関係にある場合には、当該個人は事業者ではありませんので、「特定供給事業者」には該当しません。

## よくある質問（2）減額・買ったたき①

Q：当事者間で既に取り決めた対価を事後的に減じて支払うことは「減額」として禁止されていますが、消費税分の減額であることを明示しなければ消費税転嫁対策特別措置法上の問題にはならないのでしょうか。

A：当事者間で既に取り決めた対価を、合理的な理由なく事後的に減じて支払った場合には、消費税分の減額であることを売手である特定供給事業者にも明示しなくても、「減額」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）に該当し、違反となります。

なお、これと同様に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合には、消費税分の対価の引下げであることを明示しない場合であっても、合理的な理由がない限り「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

Q：当社は、平成26年4月以降に取引先に納品する商品について、平成25年12月に注文を受けました。注文書には消費税率は5%と記載されていたので、取引先に確認したところ、消費税率引上げ前の発注なので消費税率は5%と言われ、注文書の改定には応じてくれません。このような取引先の行為は、消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのでしょうか。

A：貴社は、平成25年12月に発注を受け、取引先への納品は平成26年4月以降であるということですので、その場合に、消費税率が5%のままで対価が定められたときは、取引先の行為は、「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。



## よくある質問（2）減額・買ったたき②

Q：納入価格の引下げ要請は、納入業者との合意書があれば、消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのでしょうか。

A：たとえ取引当事者間で書面が交わされていたとしても、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めれば、合理的な理由がない限り、「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

この場合、納入業者（特定供給事業者）が、今後の取引に与える影響等を懸念して納入価格の引下げ要請を受け入れざるを得ない場合には、合意書を交わしたとしても、合理的な理由があるとはいえません。

Q：「合理的な理由」なく買ったたきを行うことが禁じられていますが、例えば、仕入量を増やせばスケールメリットがあるはずなので、それだけで「合理的な理由」があると認められるという理解でよいのでしょうか。

A：例えば、仕入量を増やす場合が合理的な理由がある場合として認められるためには、  
(1) 特定供給事業者（売手）にも客観的にコスト削減効果が生じていること  
(2) コスト削減効果を対価に反映させるものであること（コスト削減効果を超えて値下げしていないこと）  
(3) 当事者間の自由な価格交渉の結果であること（十分な協議の上で、売手である特定供給事業者が納得して合意していること）  
が必要です。

このため、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合には、単に仕入量を増やすことだけでは「合理的な理由」には該当しませんので、「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。



## よくある質問（2）減額・買ったたき③

Q：複数の納入業者に対し、種々の商品について、一律に〇%の値引きを要請することは、価格交渉を経たとしても、買ったたきに該当するでしょうか。

A：御質問のケースのような場合において、納入業者（特定供給事業者）や商品ごとに取引条件等の事情が異なる中、一律に一定率の値引きが行われることは、たとえ価格交渉を経たとしても「合理的な理由」があるものとは考えられません。このため、「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

Q：現在、納入先の事業者から、平成26年1月1日以降の取引について、値下げ要請を受けています。このような要請による納入価格の引下げは消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのでしょうか。

A：御指摘のような値下げ要請の際に、値下げした納入価格が平成26年4月1日以降の取引にも適用されることが明示されていなくても、平成26年4月1日以降も同様の取引が行われることになる場合には、合理的な理由がない限り「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

Q：取引先から、商品の容量について、消費税率引上げ分に相当する量を減らして、これまでと同じ納入価格（税込み）で納品するよう求められています。製造ラインを変更するなど多額の費用が発生します。このような場合、消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのでしょうか。

A：納入価格を据え置く代わりに、商品の容量について消費税率引上げ分に相当する量を減らす場合であっても、通常の商品仕様を変更することで、製造ラインの変更等のコストが増大する場合には、「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

## よくある質問（2）減額・買ったたき④

Q：取引先から、消費税率引上げ後も、今と同じ税込価格で納入するよう要請を受けていますが、同じ価格で同一商品を納品することはコスト的に困難です。このため、包装を簡素化する等により納入せざるを得ませんが、このような場合は、消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのでしょうか。

A：納入業者が、御指摘のような要請による不利益に対処するため、自らの努力で包装の簡素化等のコスト削減策を講じたとしても、取引先の事業者が税込みの納入価格を据え置くよう要請したことに変わりありません。

このため、取引先の事業者によって税込みの納入価格が据え置かれた場合には、納入業者の自助努力で消費税率引上げ相当分のコストを削減できたとしても、合理的な理由があるとは認められないため、「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

Q：春物衣料について、消費税率引上げ後も昨年と同一の納入価格（税込み）で納品するよう求められていますが、昨年に比べてデザインが一部異なっています。このような場合、消費税転嫁対策特別措置法上問題になるのでしょうか。

A：御指摘のケースにおいて、デザインが昨年の同種の商品と異なっていたとしても、昨年の税込価格のままで納入価格を定められたときは、合理的な理由がない限り「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

ただし、デザイン等の変更により、昨年の同種の商品に比べて価格差が生じることについて合理的な事情がある場合には、それを考慮することになります。このような合理的な事情がある場合において、当該事情を考慮した対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めるときは、合理的な理由がない限り「買ったたき」に該当し、違反となります。

## よくある質問（２）減額・買ったたき⑤

Q：当社は、消費税率の引上げ前から、貸主との間で契約書を締結して、商業施設を賃借しています。賃料については、契約書で「賃料〇〇円（税込み）」と税込みで定めています。

このような場合、消費税率の引上げ後も、当該契約書に記載されている金額と同額の賃料を支払うことは買ったたきに該当するでしょうか。

A：消費税率の引上げ前に貸主（特定供給事業者）と締結した契約書において税込価格で賃料を定めていても、消費税率の引上げ後の賃料（税込み）について、消費税率の引上げ前の賃料（税込み）と同額を支払うことは、合理的な理由がない限り「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

Q：当社は、消費税率の引上げ前の納入単価（税込み）について、納入業者との間で取り決め、これにより代金を支払っています。

今回の消費税率の引上げに当たり、納入業者からは、納入単価への消費税率の引上げ分の上乗せについて、要請もなければ、交渉の申出もありません。このような場合、消費税率の引上げ後も消費税率の引上げ前に取り決めた納入単価で支払っても問題ないでしょうか。

A：納入業者（特定供給事業者）から、消費税率の引上げ分の上乗せについて要請がない場合、又は交渉の申出がない場合であっても、消費税率の引上げ後も消費税率の引上げ前に取り決めた単価（税込み）を据え置いて支払うことは、合理的な理由がない限り「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

## よくある質問（2）減額・買ったたき⑥

Q：消費税転嫁対策特別措置法に関して、免税事業者である納入業者との取引において留意することはありますか。

A：免税事業者であっても特定供給事業者に該当するため、特定事業者は免税事業者である納入業者に対しても消費税転嫁対策特別措置法で禁止する消費税の転嫁拒否等の行為を行ってはなりません。

特定事業者は、本体価格に消費税を上乗せして対価を定める必要がありますが、免税事業者であることを理由として、消費税を上乗せせず対価を定めたり、仕入れ等の諸経費に係る消費税負担分のみを上乗せして対価を定めたりすることは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

また、消費税を上乗せして対価を取り決めた後に、納入業者が免税事業者であることが判明し、それを理由として消費税相当分又はその一部の金額を減じて支払ったり、当該金額を徴収したりする場合、「減額」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）に該当し、違反となります。商品購入の要請等の他の消費税の転嫁拒否等の行為についても、同様です。

## よくある質問（3）商品購入，役務利用又は利益提供の要請

Q：当社は，消費税率の引上げに対応するため，納入業者の負担により特別な値札を付けさせた上で納入させることを考えています。消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますか。

A：貴社が，特別な値札の貼り付けによって生じる費用（シール代，貼り付け作業費など）を納入業者に負担させる行為は，「利益提供の要請」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号）に該当し，違反となります。この費用は，貴社において負担する必要があります。

Q：手伝い店員の派遣要請は，納入業者の同意書があれば，消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのでしょうか。

A：手伝い店員の派遣要請は，納入業者（特定供給事業者）の同意書があるからといって，「利益提供の要請」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号）に該当する違法な行為が，適法になることはありません。

なお，例外的に納入業者が自社商品の販売等のために従業員を派遣する場合がありますが，そのような場合には，従業員の派遣によって納入業者が得ることとなる直接の利益の範囲内のものであって，納入業者の自由な意思により行われるときは，「利益提供の要請」として問題になりません。





## よくある質問（４）本体価格での交渉の拒否，（５）その他

Q：平成26年4月1日以降に納品する商品について，納入業者から税抜きでの交渉を求められましたがお断りしました。消費税率が8%に引き上がる平成26年4月1日より前にお断りをしたので，消費税転嫁対策特別措置法の適用はないと理解していますが，問題ありませんか。

A：消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号では，本体価格での交渉を拒否することを禁止しています。

貴社の行為は，平成26年4月1日以前に行ったものであっても，平成25年10月1日以降に行っていれば，同法が適用され，違反となります。

Q：消費税の転嫁拒否等の行為に関して，各業種の取引実態に即して解説したものはありますか。

A：消費税の転嫁拒否等の行為については，「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法，独占禁止法及び下請法上の考え方」において具体的な事例を記載して解説していますが，各業種の取引実態に即した解説に関しては，経済産業省において作成している「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」も参考になります。



# 消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付窓口等

## 消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付窓口

取引部取引企画課 消費税転嫁対策調査室	東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3379
北海道事務所 消費税転嫁対策調査室	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-271-8481
東北事務所 消費税転嫁対策調査室	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-217-4260
中部事務所 消費税転嫁対策調査室	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9493
近畿中国四国事務所 消費税転嫁対策調査室	大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2206
近畿中国四国事務所 中国支所 消費税転嫁対策調査室	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1520
近畿中国四国事務所 四国支所 消費税転嫁対策調査室	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-812-5760
九州事務所 消費税転嫁対策調査室	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-437-2756
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 消費税転嫁対策調査室	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0034

ホームページ(消費税転嫁対策コーナー)

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税 転嫁拒否 相談

検索 